

外来生物法とは

正式には「**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて**特定外来生物**として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

3 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】

環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081

【制作】

会社 a 環境研究所



リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



中国・四国版

気をつけよう! 外来生物
守ろう! 生物多様性

特定外来生物ブルーギル

ブルーギルはサンフィッシュ科の淡水魚です。1960年代に日本に持ち込まれました。いまや、[日本全国](#)で見ることができます。

肉食性が強いですが、**食性の幅は広く**、餌になる動物が少ない場合には水草を食べ消化することができるといわれています。

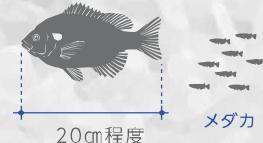
繁殖力、定着力ともに高く、侵入先で個体数を急激に増やします。他の**水生生物**を捕食し、生態系へ影響を与えます。

そのため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、[特定外来生物](#)に指定されています。



ブルーギルとはこんな魚

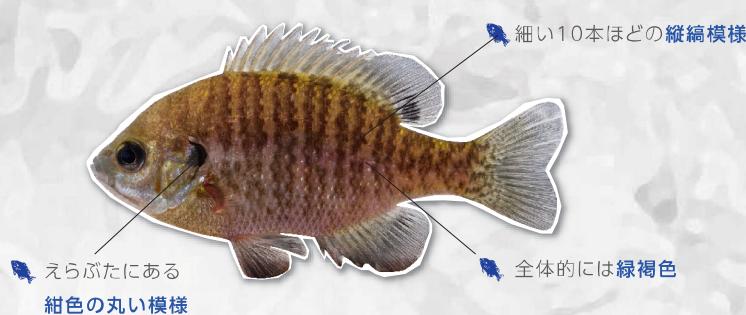
体長は**20cm程度**になります。



体は緑褐色で、10本ほどの細い**縦縞模様**があります。

一番の特徴は、えらぶたにある紺色の丸い模様です。ブルーギルという種名は、「青いえらぶた」という意味です。

ブルーギルの特徴



ブルーギルの産卵

繁殖期は初夏です。

川や湖沼の、底が砂や小さな礫の産卵床をオスが掘ってメスに産卵させ、一定期間オスが卵を守ります。



ブルーギルによる被害

非常によく増え、様々な水生生物を捕食するため、河川や湖沼の生態系に大きな影響を及ぼします。在来種がどんどん減ってしまい、ブルーギルだけになってしまった池も多数あります。

ブルーギルは商品にならないにもかかわらず、あまりに多くのブルーギルが網にかかる、漁業への障害となる例も琵琶湖などの湖や沼でおきています。



どうすればいいの？

全国各地で、様々な駆除が行われています。[オオクチバス](#)と一緒に対策をとる例も多いです。

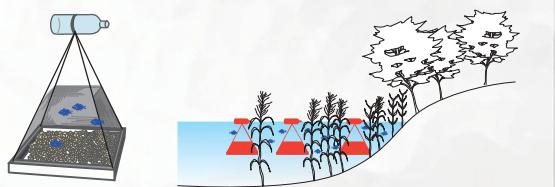


労力はかかりますが、ブルーギルを捕まえて、川や池から取り除く方法が一般的です。釣ったり、網でくったり、トラップを仕掛けたり、と様々な駆除手法が用いられています。

捕獲以外には、繁殖を妨害する方法が用いられます。人工的に、ブルーギルが卵を産みたくなるような**人工産卵床**を作り、産卵したら装置を陸に引き上げてしまいます。そうすると卵はかえることができず、ブルーギルは子孫を効率よく残せなくなり、次第に数が減っていくことになります。

浮遊式人工産卵床

障害物の下に集まるブルーギルの習性を利用します



駆除した個体を、**食材**として利用したり、**堆肥**にしたりする試みもあります。



ブルーギルを飼育したり、生きたまま運んだり、別の場所に放したりすることは、[外来生物法](#)で禁止されていますので、注意しましょう。